

○尾道市営単市住宅設置及び管理条例

昭和29年7月16日

条例第31号

改正 昭和36年4月1日条例第15号
昭和37年10月1日条例第30号
昭和39年10月10日条例第55号
昭和40年12月24日条例第41号
昭和41年8月4日条例第42号
昭和42年6月26日条例第16号
昭和43年10月1日条例第38号
昭和44年7月1日条例第25号
昭和46年3月1日条例第1号
昭和47年12月25日条例第56号
昭和48年4月21日条例第15号
昭和50年3月31日条例第12号
昭和51年3月11日条例第4号
昭和51年3月11日条例第5号
昭和53年3月31日条例第5号
昭和56年12月26日条例第44号
昭和59年3月30日条例第8号
昭和60年3月30日条例第4号
平成元年3月23日条例第6号
平成3年6月29日条例第22号
平成3年9月27日条例第34号
平成8年3月26日条例第16号
平成8年6月26日条例第29号
平成8年9月26日条例第38号
平成9年3月26日条例第28号
平成9年12月17日条例第58号
平成10年6月24日条例第38号
平成13年3月23日条例第30号
平成17年6月29日条例第147号
平成17年12月21日条例第206号
平成20年9月18日条例第50号
平成23年9月22日条例第38号
平成24年3月22日条例第19号
平成24年12月19日条例第65号
平成25年2月26日条例第4号
平成26年6月25日条例第85号

注 平成17年6月から改正経過を注記した。

第1条 本市は、住宅困窮者のため市営住宅を設置する。

第2条 この住宅の名称位置は別表のとおりとする。

第2条の2 住宅の管理は、尾道市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年条例第2号)の規定により市が指定した法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平24条例19・追加)

第2条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 住宅の維持管理及び修繕に関する業務
- (2) 入居者の募集及び入居、退去等に関する特定業務(当該業務のうち市長が指定する業務をいう。次号及び第4号において同じ。)
- (3) 家賃、住宅駐車場の使用料等の収納に関する特定業務
- (4) 住宅の適正な使用を確保するための特定業務
- (5) 前各号に掲げる業務に付随する業務

(平24条例19・追加)

第2条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い住宅の

管理を行わなければならない。

(平24条例19・追加)

第3条 住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより住宅入居者の選考に合格しその入居許可を受けなければならない。

第4条 住宅入居の許可を受けた者は許可の日から10日以内に保証人連署の請書を提出しなければならない。

2 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、前項の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

3 第1項の連帯保証人は原則として市内に居住し独立の生計を営む者で身元の確実な者であることを要する。

4 保証人は入居者と連帯して義務履行の責を負わなければならない。

第5条 家賃の額は、尾道市営住宅設置、整備及び管理条例(平成9年条例第50号)第15条第1項の規定により算出した額とする。

2 住宅駐車場の使用料は、尾道市営住宅設置、整備及び管理条例第55条の例による。

(平24条例19・平24条例65・一部改正)

第6条 家賃は毎月末日までにその月分を徴収する。

2 新たに住宅に入居する者の家賃は許可の日より日割を以って計算する。

(平23条例38・一部改正)

第7条 住宅を返還するときの家賃は、日割計算とする。

第7条の2 市長は、入居者から3月分の家賃(家賃が変更された場合は当該家賃の額)に相当する金額の範囲内において敷金を徴収するものとする。

2 前項に規定する敷金は、入居者が住宅を立退くときこれを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金の内からこれを控除する。

3 敷金には利子を付さない。

第8条 住宅の入居者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 名義の如何を問わず住宅の全部又は一部を他人に転貸し又はその入居の権利を譲渡すること。

(2) 比隣の迷惑となり又は土地建物並びに同附属物件を毀損し又は汚損するような業務をすること。

(3) 市長の承認を得ずして土地及び住宅若しくはその附属物件の模様替をし造作を加えその他原状を変更すること。

(4) 住宅の内外を不潔乱雑にし外観を損すること。

(5) 同居の承認を受けた者以外の者を世帯内に居住せしめること。

(6) その他市長において禁止した事項

第9条 次の費用は入居者の負担とする。

(1) 住宅の水道使用料、電灯料、ガス使用料

(2) 畳、建具の修繕に要する費用

(3) 汚物及びじんかい処理に要する費用

(4) 共同施設の使用に要する費用

(5) その他住宅の使用上当然入居者が負担しなければならない費用

第10条 入居者の責に帰すべき事由によって土地建物又はその附属物件を滅失若しくは毀損したときは、速かに之を原形に復し若しくはこれに要する費用を負担しなければならない。

2 第8条第3号の行為をしたときもまた同様とする。

第11条 住宅を返還しようとするときは、退去5日前までに市長に届出て住宅その他附属物件の検査を受けなければならない。

2 入居許可を取消されたときも又同様とする。

3 前2項の場合において滅失又は毀損したものがあるときは返還前に入居者の負担において原状に復せしむるか又はこれに要する費用を賠償しなければならない。届出をせずして退去した者に対しては市長が退去の事実を知った日の前日までその住宅を使用したものとみなして家賃を徴収する。

第12条 市長において火災予防その他住宅の維持管理上必要があると認めたときは随時入居者の立会又は承諾を得て屋内に立ち入り検査又は修繕することができる。この場合入居者は、その検査及び修繕を拒むことができない。

第13条 同一世帯員又は同居者の住宅使用についての行為はこれを入居者の行為とみなす。

第14条 次の各号の一に該当するときは市長はこれに対し7日以前に通告し住宅の入居許可を取消することができる。

(1) 家賃の納付を怠ったとき。

(2) この条例又はこの条例に基づいてなす処分に違反したとき。

- (3) 住宅の移転又は廃止の必要を生じたとき。
 (4) その他市長が住宅の管理上必要があると認めたとき。
 2 前項の規定による取消処分を受けた者は直ちに住宅を明渡さなければならない。
 3 この場合において入居者はこれによって生じた損害の賠償を求めることができない。
 第15条 この条例に定めるものの外設置及び管理に関し必要な事項は、尾道市営住宅設置、整備及び管理条例の例によるものとする。

(平24条例65・一部改正)

第16条 この条例に定めるものの外管理に関し必要な事項は市長がこれを定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日からこれを施行する。
 2 次に掲げる条例は、これを廃止する。
 昭和25年条例第17号尾道市営山波住宅設置及び管理条例
 昭和26年条例第25号尾道市営山波海外引揚者住宅設置及び管理条例
 昭和27年条例第8号尾道市営引揚者住宅設置及び管理条例
 昭和28年条例第10号尾道市営尾崎住宅設置及び管理条例
 (因島市及び瀬戸田町の編入に伴う経過措置)
 3 因島市及び瀬戸田町の編入の日(以下「編入日」という。)の前日において、現に因島市民住宅設置及び管理条例(昭和40年因島市条例第28号。以下「因島市条例」という。)の規定により設置された因島市民住宅(以下単に「因島市民住宅」という。)又は瀬戸田町営住宅設置及び管理条例(平成9年瀬戸田町条例第29号。以下「瀬戸田町条例」という。)の規定により設置された瀬戸田町営住宅(以下単に「瀬戸田町営住宅」という。)に入居していた者で、編入日以後引き続き当該住宅に入居しているものの平成18年3月分までの家賃は、因島市条例又は瀬戸田町条例の例による。

(平17条例206・追加)

- 4 編入日の前日において現に因島市民住宅又は瀬戸田町営住宅に入居していた者で、編入日以後引き続き当該住宅に入居しているものの平成18年度から平成20年度までの各年度の家賃の額は、この条例の規定による家賃の額(以下「新条例適用家賃額」という。)が因島市条例又は瀬戸田町条例の規定による平成18年度の家賃の額(以下「旧条例適用家賃額」という。)を超える場合においては、新条例適用家賃額から旧条例適用家賃額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表右欄に定める負担調整率を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)に、旧条例適用家賃額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成18年度	0.25
平成19年度	0.5
平成20年度	0.75

(平17条例206・追加)

附 則(昭和36年4月1日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和37年10月1日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年10月1日から適用する。

付 則(昭和39年10月10日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和40年12月24日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年11月16日から適用する。

付 則(昭和41年8月4日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和42年6月26日条例第16号)

この条例は、昭和42年7月1日から施行する。

付 則(昭和43年10月1日条例第38号)

この条例は、昭和43年12月1日から施行する。

付 則(昭和44年7月1日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和46年3月1日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過規定)

- 2 この条例施行の際現に住宅を使用している者については、この条例による改正後の第7条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(昭和47年12月25日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和48年4月21日条例第15号)

- 1 この条例は、昭和48年5月1日から施行する。

- 2 改正後の尾道市営住宅設置並びに管理条例の施行に伴う昭和48年5月分から同年11月分までの割増賃料については、この条例の規定にかかわらず、改正前の条例の規定による家賃額を基礎として算定する。

付 則(昭和50年3月31日条例第12号抄)

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則(昭和51年3月11日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和51年3月11日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和53年3月31日条例第5号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則(昭和56年12月26日条例第44号)

この条例は、昭和57年2月1日から施行する。

付 則(昭和59年3月30日条例第8号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則(昭和60年3月30日条例第4号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則(平成元年3月23日条例第6号抄)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

付 則(平成3年6月29日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成3年9月27日条例第34号抄)

- 1 この条例は、平成3年10月1日から施行する。

付 則(平成8年3月26日条例第16号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

付 則(平成8年6月26日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成8年9月26日条例第38号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成8年規則第41号で、同年10月1日から施行)

付 則(平成9年3月26日条例第28号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

付 則(平成9年12月17日条例第58号)

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、尾道市営単市住宅設置及び管理条例第5条の改正規定は、平成10年4月1日から施行する。

付 則(平成10年6月24日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年3月23日条例第30号)

この条例は、平成13年6月1日から施行する。

付 則(平成17年6月29日条例第147号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年12月21日条例第206号)

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

付 則(平成20年9月18日条例第50号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

付 則(平成23年9月22日条例第38号)

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

付 則(平成24年3月22日条例第19号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成24年12月19日条例第65号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成25年2月26日条例第4号)

この条例は、平成25年3月30日から施行する。

付 則(平成26年6月25日条例第85号)

この条例は、平成26年6月30日から施行する。

別表(第2条関係)

(平17条例147・平17条例206・平20条例50・平23条例38・平25条例4・平26条例85・一部改正)

名称	位置	戸数
尾崎住宅	尾道市尾崎本町	2
栗原堂ヶ迫住宅	尾道市栗原東一丁目	11
久保住宅	尾道市防地町	6
枕谷住宅	尾道市因島三庄町	5
名荷武政住宅	尾道市瀬戸田町名荷	1
名荷沖新開住宅	尾道市瀬戸田町名荷	1
林新下脇山住宅	尾道市瀬戸田町林	1
林三軒屋住宅	尾道市瀬戸田町林	3

○尾道市営住宅設置、整備及び管理条例

平成9年9月25日

条例第50号

改正 平成12年3月22日条例第6号

平成12年12月20日条例第53号

平成13年3月23日条例第31号

平成13年9月19日条例第44号

平成14年3月20日条例第31号

平成15年2月26日条例第4号

平成15年6月23日条例第33号

平成16年12月22日条例第51号

平成17年3月2日条例第88号

平成17年6月29日条例第148号

平成17年12月21日条例第207号

平成18年3月23日条例第31号

平成18年6月28日条例第49号

平成18年12月20日条例第73号

平成19年9月20日条例第42号

平成22年3月17日条例第18号

平成22年6月30日条例第45号

平成23年9月22日条例第37号

平成24年3月22日条例第20号

平成24年12月19日条例第65号

(題名改称)

平成25年3月21日条例第21号

平成25年6月26日条例第50号

平成25年9月26日条例第62号

平成25年12月26日条例第79号

平成26年2月25日条例第2号

平成26年6月25日条例第84号

平成26年9月25日条例第97号

平成26年9月25日条例第99号

平成26年12月17日条例第104号

平成27年7月15日条例第33号

注 平成16年12月から改正経過を注記した。

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第1章の2 公営住宅等の整備(第4条の2—第4条の17)

第2章 市営住宅の管理(第5条—第43条)

第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用(第44条—第50条)

第4章 駐車場の管理(第51条—第58条)

第5章 補則(第59条—第66条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、尾道市が公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)及び住宅地区改良法(昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。)に基づく市営住宅及び共同施設の設置、整備及び管理について、法及び地方自治法(昭和22年法律第67号)並びにこれらに基づく法令に定めるところによるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(平24条例65・一部改正)

(設置の趣旨)

第2条 市は、法第3条及び改良法第17条の趣旨に基づき市営住宅を設置する。

(住宅の名称等)

第3条 市営住宅の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(用語の定義)

第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその付帯施設で、法又は改良法の規定による国の補助に係るものをいう。
- (2) 公営住宅 市営住宅のうち法第2条第2号に規定する住宅及びその付帯施設をいう。
- (3) 改良住宅 市営住宅のうち改良法第2条第6項に規定する住宅及びその付帯施設をいう。
- (4) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第1条に規定する施設をいう。
- (5) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第1条第3号に規定する収入をいう。
- (6) 市営住宅建替事業 市が施行する改良住宅等建替事業及び法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。
- (7) 市営住宅監理員 法第33条の規定により市長が任命する者をいう。

(平24条例65・一部改正)

第1章の2 公営住宅等の整備

(平24条例65・追加)

(公営住宅等の整備基準)

第4条の2 法第5条第1項及び第2項の条例で定める整備基準については、この章の定めるところによる。

(平24条例65・追加)

(健全な地域社会の形成)

第4条の3 公営住宅及び共同施設(以下「公営住宅等」という。)は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備する。

(平24条例65・追加)

(良好な居住環境の確保)

第4条の4 公営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者にとって便利で快適なものとなるように整備する。

(平24条例65・追加)

(費用の縮減への配慮)

第4条の5 公営住宅等は、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮して建設する。

(平24条例65・追加)

(位置の選定)

第4条の6 公営住宅等の敷地(以下「敷地」という。)は、災害の発生のおそれが多い土地及び居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避けるとともに、その位置は、入居者の日常生活の利便を考慮して選定する。

(平24条例65・追加)

(敷地の安全等)

第4条の7 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講じる。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設ける。

(平24条例65・追加)

(住棟等の基準)

第4条の8 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺地域の良好な居住環境を確保するよう考慮して配置する。

(平24条例65・追加)

(住宅の基準)

第4条の9 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講じる。

2 住宅には、住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講じる。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置を講じる。

4 住宅の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置を講じる。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置を講じる。

(平24条例65・追加)

(住戸の基準)

第4条の10 公営住宅の1戸の床面積の合計は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 公営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設ける。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 公営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障がないようにするために必要な措置を講じる。

(平24条例65・追加)

(住戸内の各部)

第4条の11 住戸内の各部には、高齢者、障害者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講じる。

(平24条例65・追加)

(共用部分)

第4条の12 公営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者、障害者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置を講じる。

(平24条例65・追加)

(附帯施設)

第4条の13 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設ける。

(平24条例65・追加)

(児童遊園)

第4条の14 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便性及び児童等の安全性を確保した適切なものとする。

(平24条例65・追加)

(集会所)

第4条の15 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものとする。

(平24条例65・追加)

(広場及び緑地)

第4条の16 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持及び向上に資するように考慮する。

(平24条例65・追加)

(通路)

第4条の17 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置する。

2 通路における階段は、高齢者、障害者等の通行の安全に配慮し、必要な補助すり又は傾斜路を設ける。

(平24条例65・追加)

第2章 市営住宅の管理

(入居者の公募の方法)

第5条 市長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。

- (1) 新聞
- (2) テレビジョン又はラジオ
- (3) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示
- (4) 市の広報紙

2 前項の公募に当たっては、市長は、市営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示する。

(公募の例外)

第6条 市長は、次の各号に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 公営住宅建替事業による公営住宅の除却
- (5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年

法律第119号)第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

- (6) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条(第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却
- (7) 現に市営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。
- (8) 市営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。
- (9) その他法令により、市営住宅に入居させることが相当である者として市長が認めるもの
(平18条例49・平24条例20・一部改正)

(入居者の資格)

第7条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として別表第2で定める者(次条第2項において「高齢者等」という。))にあっては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第39条に規定する居住制限者にあっては第5号及び第6号)の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。)があること。
 - (2) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。
ア 入居者又は同居者が身体障害者である場合その他別表第3で定める場合 214,000円
イ アに掲げる場合以外の場合 158,000円
 - (3) 市町村税の滞納のない者
 - (4) その者又は同居親族が過去において市営住宅に入居していた者にあっては、未納の家賃、住宅駐車場の使用料等当該市営住宅の使用に係る債務がないこと。
 - (5) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
 - (6) その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、改良住宅に入居することができる者は、改良法第18条に規定する資格を有する者でなければならない。ただし、同条の規定により入居させるべき者が入居しないとき、又は居住しなくなった場合は、前項に規定する資格を有する者を入居資格者とするものとする。この場合において、同項第2号ア中「214,000円」とあるのは「139,000円」と、同号イ中「158,000円」とあるのは「114,000円」と読み替えるものとする。
- 3 第1項第1号の規定にかかわらず、同居親族がない者が入居することができる市営住宅の規格は、規則で定める。

(平16条例51・平24条例20・平25条例21・平25条例62・平27条例33・一部改正)

(入居者資格の特例)

第8条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

- 2 法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる市営住宅の入居者は、同条第1項各号(高齢者等にあっては、同条第1項第2号から第5号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(平16条例51・平24条例20・一部改正)

(入居の申込み及び決定)

第9条 前2条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。
- 3 市長は、借上げに係る公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該公営住宅の借

上げの期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(入居者の選考)

第10条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
 - (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
 - (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風致上不適当な居住状態にある者
 - (4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)
 - (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者
 - (6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者
- 2 市長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。
- 3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽せんにより入居者を決定する。
- 4 第2項に規定する住宅困窮度の判定基準は、市長が別に規則で定める入居者選考委員会の意見を聴いて定める。
- 5 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えている者及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、市長が割当をした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(入居補欠者)

第11条 市長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

- 2 市長は、入居決定者が市営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。

(住宅入居の手続)

第12条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 原則として市内に居住し、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人2人の連署する請書を提出すること。
 - (2) 第20条の規定により敷金を納付すること。
- 2 市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。
- 3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。
- 4 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅入居の決定を取り消すことができる。
- 5 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。
- 6 市営住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から15日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(同居の承認)

第13条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居している親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

(平24条例20・一部改正)

(入居の承継)

第14条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に同居親族が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、同居親族は、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

(平16条例51・一部改正)

(家賃の決定)

第15条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第30条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額(改良住宅にあつては、同条に規定する方法に準じて市長が算出した額)とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第37条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

- 2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、別表第4により市長が定めるものとする。
- 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。
- 4 第1項から前項までの規定にかかわらず、改良住宅の家賃は、改良法第29条第3項及び住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号。以下「改良令」という。)第13条の2に規定する算出方法により算出した額を超えないものとする。
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合において、市長は、改良住宅の家賃を変更し、又は前項及び第17条の規定にかかわらず家賃を別に定めることができる。
 - (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
 - (2) 市営住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。
 - (3) 市営住宅について改良を施したとき。

(平18条例73・平24条例20・一部改正)

(収入の申告等)

第16条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。

- 2 前項に規定する収入の申告は公営住宅法施行規則第8条に規定する方法によるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。
- 4 入居者は、前項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは当該認定を更正するものとする。
(家賃の減免又は徴収猶予)

第17条 市長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき。

(家賃の納付)

第18条 市長は、入居者から第12条第5項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第33条第1項又は第38条第1項の規定による明け渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第43条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。

- 2 入居者は、毎月末までに、その月分を納付しなければならない。
- 3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。
- 4 入居者が第42条に規定する手続きを経ないで住宅を立退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(平18条例73・一部改正)

(督促)

第19条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(敷金)

第20条 市長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。

- 2 市長は、第17条の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。
- 3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害

賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

- 4 敷金には利子を付けない。
(敷金の運用等)

第21条 市長は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金、土地の取得費に充てる等安全確実な方法で運用しなければならない。

- 2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。
(修繕費用の負担)

第22条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、襖等の張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、市又は指定管理者(第59条の指定管理者をいう。)の負担とする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、借上げ市営住宅の修繕費用に関しては別に定めるものとする。
- 3 入居者の責めに帰すべき事由によって第1項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(平24条例20・一部改正)

(入居者の費用負担義務)

第23条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 共同施設、エレベーター又は給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用
- (4) 前条第1項に規定するもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

第24条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

- 2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失又はき損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

第25条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第26条 入居者が市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。

第27条 入居者は、市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

第28条 入居者は、市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

第29条 入居者は、市営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該市営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

- 3 第1項の承認を得ずに市営住宅を模様替し、又は増築したときは、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第30条 市長は、毎年度、第16条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第7条第1項第2号(改良住宅の入居者については、同条第2項後段の規定により読み替えるものとする。)の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

- 2 市長は、第16条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。ただし、改良住宅の入居者については適用しない。

- 3 入居者は、前2項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正する。

(平24条例20・一部改正)

(明渡し努力義務)

第31条 収入超過者は、市営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第32条 第30条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は第15条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる

日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

- 2 市長は前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、改良住宅の家賃は、改良法第29条第3項及び改良令第13条の2に規定する算出方法により算出した額の範囲内において、市長が定める。
- 4 第17条、第18条及び第19条の規定は、第1項の家賃について準用する。
(高額所得者に対する明渡し請求)

第33条 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。

- 2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。
- 3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、その者の申出により、明渡しを延長することができる。
 - (1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。
 - (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
 - (3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。
 - (4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。
(高額所得者に対する家賃等)

第34条 第30条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は第15条第1項及び第32条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

- 2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合は、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。
- 3 第17条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第18条及び第19条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。
(住宅のあっせん等)

第35条 市長は、収入超過者に対して当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において、市営住宅の入居者が公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。
(期間通算)

第36条 市長が第8条第1項の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた場合における第30条から前条までの規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。

- 2 市長が第39条の規定による申出をした者を市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅に入居させた場合における第30条から前条までの規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき市営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。
(収入状況の報告の請求等)

第37条 市長は、第15条第1項、第32条第1項若しくは第34条第1項の規定による家賃の決定、第17条(第32条第4項又は第34条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第20条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第33条第1項の規定による明渡しを請求、第35条の規定によるあっせん等又は第39条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

- 2 市長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。
- 3 市長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

(建替事業による明渡請求等)

第38条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定に基づき、除却しようとする市営住宅の入居者に対し期限を定めて、その明渡しを請求することができるものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 前項の規定は、第34条第2項の規定を準用する。この場合において、第34条第2項中「前条第1項」とあるのは「第38条第2項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

(新たに整備される市営住宅への入居)

第39条 市営住宅建替事業の施行により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者が、法第40条第1項の規定により、当該建替事業により新たに整備される市営住宅に入居を希望するときは、市長の定めるところにより、入居の申出をしなければならない。

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第40条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第41条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の検査)

第42条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに市長に届け出て、住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第29条の規定により市営住宅を模様替し、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡請求)

第43条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為によって入居したとき。

(2) 家賃を3月以上滞納したとき。

(3) 当該市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。

(4) 正当な事由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。

(5) 暴力団員であることが判明したとき(同居親族が該当する場合も含む。)

(6) 第13条、第14条及び第24条から第29条までの規定に違反したとき。

(7) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。

(8) この条例又はこれに基づく市長の命令に違反したとき。

2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 市長は、第1項第2号から第6号まで及び第8号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

5 市長は、市営住宅が第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

6 市長は、市営住宅の借上げに係る契約が終了する場合は、当該市営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法(平成3年法律第90号)第34条第1項の通知をすることができる。

(平16条例51・一部改正)

第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用

(使用許可)

第44条 市長は、社会福祉法人その他厚生労働省令・国土交通省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。

2 市長は、前項の許可に条件を付することができる。

(使用手続)

第45条 社会福祉法人等は、前条の規定により市営住宅を使用しようとするときは、市長の定めるところにより、市営住宅の使用目的、使用期間その他当該市営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出して、市長の許可を申請しなければならない。

2 市長は、社会福祉法人等から前項の申請があった場合には、当該申請に対する処分を決定し、当該社会福祉法人等に対して、当該申請を許可する場合にあっては許可する旨とともに市営住宅の使用開始可能日を、許可しない場合にあっては許可しない旨とともにその理由を通知する。

3 社会福祉法人等は、前項の規定により、市営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、市長の定める日までに市営住宅の使用を開始しなければならない。

(使用料)

第46条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。

2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による市長が定める額を超えてはならない。

(準用)

第47条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第18条から第29条まで、第38条及び第42条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第18条中「第12条第5項」とあるのは「第45条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第33条第1項又は第38条第1項」とあるのは「第38条第1項」と、「第43条第1項」とあるのは「第50条」と読み替えるものとする。

(報告の請求)

第48条 市長は、市営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該市営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該市営住宅の使用状況を報告させることができる。

(申請内容の変更)

第49条 市営住宅を使用している社会福祉法人等は、第45条第1項の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(使用許可の取消し)

第50条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、市営住宅の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

第4章 駐車場の管理

(使用の許可)

第51条 市営住宅の共同施設である駐車場(以下「住宅駐車場」という。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に条件を付することができる。

(平18条例73・一部改正)

(使用者の資格)

第52条 住宅駐車場を使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 市営住宅の入居者又は市営住宅の使用許可を受けた社会福祉法人等であること。
- (2) 自動車の保有者(自動車の保有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。)その他住宅駐車場の使用を必要としている者として市長が認めるものであること。
- (3) 市営住宅の家賃又は使用料を滞納していないこと。
- (4) 第43条第1項第1号及び第3号から第6号までのいずれの場合にも該当しないこと。

(平16条例51・一部改正)

(使用の申込み及び決定)

第53条 前条各号に規定する条件を具備する者で、住宅駐車場を使用しようとするものは、市長の定めるところにより、使用の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者の中から使用者を決定し、その旨を住宅駐車場の使用可能日を付して当該使用者として決定した者に対し通知するものとする。

(使用者の選考)

第54条 前条第1項の申込みをした者の数が使用させるべき住宅駐車場の区画数を超える場合の使用者の選考は、市長が公平な方法により行うものとする。ただし、入居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で住宅駐車場の使用が必要であると認めるときは、市長は、当該入居者に優先的に住宅駐車場を使用させることができる。

(住宅駐車場の使用料)

第55条 住宅駐車場の毎月の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、市長が定めるものとする。

2 市長は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、住宅駐車場の使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(使用料の変更)

第56条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、住宅駐車場の使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 他の住宅駐車場又は近傍同種の駐車場の使用料との均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 住宅駐車場について改良を施したとき。

(使用許可の取消し)

第57条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、住宅駐車場の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が、不正の行為により使用許可を受けたとき。
- (2) 使用者が、第51条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が、第52条第1号、第2号及び第4号に規定する条件を具備しなくなったとき。
- (4) 使用者が、使用料を3月以上滞納したとき。
- (5) 使用者が、住宅駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。
- (6) 使用者が、正当な事由によらないで15日以上住宅駐車場を使用しないとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が住宅駐車場の管理上必要があると認めるとき。

(準用)

第58条 住宅駐車場の管理については、第18条、第25条から第29条及び第42条の規定は、住宅駐車場の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「使用者」と、「第12条第5項」とあるのは「第53条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用可能日」と、「市営住宅」とあるのは「住宅駐車場」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、「に入居した場合」とあるのは「の使用を開始した場合」と、「入居の権利」とあるのは「使用の権利」と読み替えるものとする。

第5章 補則

(指定管理者による管理)

第59条 市営住宅及び共同施設は、尾道市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年条例第2号)の規定により市が指定した法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平24条例20・追加)

(指定管理者が行う業務)

第60条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市営住宅及び共同施設の維持管理及び修繕に関する業務
- (2) 入居者の募集及び入居、退去等に関する特定業務(当該業務のうち市長が指定する業務をいう。次号及び第4号において同じ。)
- (3) 家賃、住宅駐車場の使用料等の収納に関する特定業務
- (4) 市営住宅及び共同施設の適正な使用を確保するための特定業務
- (5) 前各号に掲げる業務に付随する業務

(平24条例20・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第61条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い市営住宅及び共同施設の管理を行わなければならない。

(平24条例20・追加)

(市営住宅監理員及び市営住宅管理人)

第62条 市営住宅監理員は、市長が市職員のうちから10人以内の範囲において任命する。

- 2 市営住宅監理員は、市営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与える。
- 3 市長は、市営住宅監理員の職務を補助させるため、市営住宅管理人を置くことができる。
- 4 市営住宅管理人は、市営住宅監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。
- 5 第1項から前項までに規定するもののほか、市営住宅監理員及び市営住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

(平18条例49・一部改正、平24条例20・旧第59条繰下)

(立入検査)

第63条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理員若しくは市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平24条例20・旧第60条繰下)

(敷地の目的外使用)

第64条 市長は、市営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところによりその使用を許可することができる。

(平24条例20・旧第61条繰下)

(罰則)

第65条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃又は敷金の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(平24条例20・旧第62条繰下)

(施行規則の制定)

第66条 この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

(平24条例20・旧第63条繰下)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。ただし、第7条第2項及び第30条の規定は、平成8年8月30日から適用する。
- 2 尾道市営住宅設置並びに管理条例(昭和46年条例第5号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、この条例(以下「新条例」という。)第5条第2項、第7条、第8条、第13条から第21条まで、第24条から第41条まで及び第43条の規定は適用せず、旧条例第5条第2項、第7条、第12条から第20条まで、第23条から第37条まで、第39条並びに付則第5項の規定は、なおその効力を有する。
- 4 前項の市営住宅については、平成10年3月31日までの間は、新条例第6条の規定は適用せず、旧条例第6条第8号中「他の市営住宅の入居者が世帯構成に異動があったことにより当該市営住宅に」とあるのは、「現に市営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が」として、同条の規定の例による。
- 5 新条例第15条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、付則第3項の市営住宅又は共同施設については同項の規定にかかわらず平成10年3月31日以前においても、新条例の例によりすることができる。
- 6 平成10年4月1日において現に付則第3項の市営住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第15条又は第17条の規定による家賃の額が旧条例第14条、第15条又は第16条の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第15条又は第17条の規定による家

賃の額から旧条例第14条、第15条又は第16条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第14条、第15条又は第16条の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新条例第32条又は第34条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額が旧条例第14条、第15条又は第16条の規定による家賃の額に旧条例第30条の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては新条例第32条又は第34条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額から旧条例第14条、第15条又は第16条の規定による家賃の額及び旧条例第30条の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第14条、第15条又は第16条の規定による家賃の額及び旧条例第30条の規定による割増賃料の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成10年度	0.25
平成11年度	0.5
平成12年度	0.75

7 平成10年4月1日前に旧条例の規定によってした請求、手続、その他の行為は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。

(御調町及び向島町の編入に伴う経過措置)

8 御調町及び向島町の編入の日(以下この項から付則第11項までにおいて「編入日」という。)の前日において、現に御調町営住宅設置及び管理条例(平成9年御調町条例第25号。以下「御調町条例」という。)の規定により設置された御調町営住宅(以下単に「御調町営住宅」という。)又は向島町営住宅設置及び管理条例(平成9年向島町条例第30号。以下「向島町条例」という。)の規定により設置された向島町営住宅(以下単に「向島町営住宅」という。)に入居していた者で、編入日以後引き続き当該住宅に入居しているものの平成17年3月分までの家賃は、第15条、第17条、第32条又は第34条の規定にかかわらず、御調町条例第14条、第16条、第31条若しくは第33条又は向島町条例第14条、第16条、第31条若しくは第33条の規定の例による。

(平17条例88・追加、平17条例207・一部改正)

9 編入日の前日において現に御調町営住宅又は向島町営住宅に入居していた者で、編入日以後引き続き当該住宅に入居しているものの平成17年度から平成19年度までの各年度の家賃の額は、第15条、第17条、第32条又は第34条の規定による家賃の額(以下この項において「新条例適用家賃額」という。)が御調町条例第14条、第16条、第31条若しくは第33条又は向島町条例第14条、第16条、第31条若しくは第33条の規定による平成17年度の家賃の額(以下この項において「旧条例適用家賃額」という。)を超える場合においては、新条例適用家賃額から旧条例適用家賃額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表右欄に定める負担調整率を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)に、旧条例適用家賃額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成17年度	0.25
平成18年度	0.5
平成19年度	0.75

(平17条例88・追加、平17条例207・一部改正)

10 編入日の前日において、向島町営住宅のうち地域改善向島町営住宅に入居していた者の家賃は、向島町条例の例による。

(平17条例88・追加)

11 編入日前にした御調町条例又は向島町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、それぞれ御調町条例又は向島町条例の例による。

(平17条例88・追加)

(因島市及び瀬戸田町の編入に伴う経過措置)

12 因島市及び瀬戸田町の編入の日(以下この項から付則第14項までにおいて「編入日」という。)の前日において、現に因島市営住宅設置及び管理条例(平成10年因島市条例第1号。以下「因島市条例」という。)の規定により設置された因島市営住宅(以下単に「因島市営住宅」という。)又は瀬戸田町営住宅設置及び管理条例(平成9年瀬戸田町条例第29号。以下「瀬戸田町条例」という。)の規定により設置された瀬戸田町営住宅(以下単に「瀬戸田町営住宅」という。)に入居していた者で、編入日以後引き続き当該住宅に入居しているものの平成18年3月分までの家賃は、第15条、第17条、第32条又は第34条の規定にかかわらず、因島市条例第15条、第17条、第32条若しくは第34条又は瀬戸田町条例第15条、第17条、第32条若しくは第34条の規定の例による。

(平17条例207・追加)

- 13 編入日の前日において現に因島市営住宅又は瀬戸田町営住宅に入居していた者で、編入日以後引き続き当該住宅に入居しているものの平成18年度から平成20年度までの各年度の家賃の額は、第15条、第17条、第32条又は第34条の規定による家賃の額(以下この項において「新条例適用家賃額」という。)が因島市条例第15条、第17条、第32条若しくは第34条又は瀬戸田町条例第15条、第17条、第32条若しくは第34条の規定による平成18年度の家賃の額(以下この項において「旧条例適用家賃額」という。)を超える場合には、新条例適用家賃額から旧条例適用家賃額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表右欄に定める負担調整率を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)に、旧条例適用家賃額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成18年度	0.25
平成19年度	0.5
平成20年度	0.75

(平17条例207・追加)

- 14 編入日前にした因島市条例又は瀬戸田町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、それぞれ因島市条例又は瀬戸田町条例の例による。

(平17条例207・追加)

(過疎地域自立促進特別措置法に基づく入居者資格の特例)

- 15 御調町及び瀬戸田町の区域内の市営住宅に係る第7条の規定の適用については、当分の間、当該市営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がいなくても同条第1項第1号の条件を具備する者とみなす。

(平17条例207・追加)

付 則(平成12年3月22日条例第6号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成12年12月20日条例第53号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則(平成13年3月23日条例第31号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成13年9月19日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成14年3月20日条例第31号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成15年2月26日条例第4号)

この条例は、平成15年3月10日から施行する。

付 則(平成15年6月23日条例第33号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成15年規則第49号で同15年8月26日から施行)

付 則(平成16年12月22日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年3月2日条例第88号)

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

ただし、別表第2の改正規定(御調町及び向島町の区域に存する住宅に係る部分を除く。)は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成17年6月29日条例第148号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年12月21日条例第207号)

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

ただし、改正後の付則第15項中御調町に係る部分、別表第1の改正規定中神東住宅の項及び大塔住宅の項を削る部分並びに別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年3月23日条例第31号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成18年6月28日条例第49号)

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

付 則(平成18年12月20日条例第73号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成19年9月20日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成22年3月17日条例第18号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成22年6月30日条例第45号)

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

付 則(平成23年9月22日条例第37号)

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

付 則(平成24年3月22日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第7条第1項の規定にかかわらず、平成18年4月1日以前に50歳以上である者の入居資格については、なお従前の例による。

付 則(平成24年12月19日条例第65号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(尾道市営単市住宅設置及び管理条例の一部改正)

2 尾道市営単市住宅設置及び管理条例(昭和29年条例第31号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(尾道市営特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 尾道市営特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例(平成17年条例第89号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(平成25年3月21日条例第21号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成25年6月26日条例第50号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

付 則(平成25年9月26日条例第62号)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

付 則(平成25年12月26日条例第79号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

付 則(平成26年2月25日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成26年6月25日条例第84号)

この条例は、平成26年6月30日から施行する。

付 則(平成26年9月25日条例第97号)

この条例は、平成26年9月30日から施行する。

付 則(平成26年9月25日条例第99号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

付 則(平成26年12月17日条例第104号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成27年7月15日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(平17条例88・平17条例148・平17条例207・平18条例49・平18条例73・平19条例42・平22条例18・平22条例45・平23条例37・平24条例20・平25条例50・平26条例84・平26条例97・一部改正)

名称	位置
福地浜住宅	尾道市福地町
沖側住宅	尾道市沖側町
神田住宅	尾道市神田町
のぞみが浜住宅	尾道市古浜町
吉和霞ヶ丘住宅	尾道市手崎町
栗原門田住宅	尾道市栗原町

栗原みどりが丘住宅	尾道市栗原町
幸が丘住宅	尾道市栗原町
三成住宅	尾道市美ノ郷町三成
三美園住宅	尾道市美ノ郷町三成
栗原堂ヶ迫住宅	尾道市栗原東二丁目
栗原向ヶ峠住宅	尾道市栗原町
久保住宅	尾道市防地町
新高山住宅	尾道市新高山二丁目
天女が浜住宅	尾道市向東町
東新涯住宅	尾道市高須町
ひらはら台住宅	尾道市平原一丁目
北久保中層住宅	尾道市防地町
久保西住宅	尾道市久保町
北久保南住宅	尾道市防地町
中越住宅	尾道市長江三丁目
三成が丘住宅	尾道市美ノ郷町三成
阿吹住宅	尾道市美ノ郷町本郷
下三成住宅	尾道市美ノ郷町三成
割石住宅	尾道市西藤町
福田住宅	尾道市西藤町
大田住宅	尾道市高須町
阿草住宅	尾道市高須町
大蔵住宅	尾道市御調町大蔵
貝ヶ原住宅	尾道市御調町貝ヶ原
岩井堂住宅	尾道市御調町市
中央住宅	尾道市御調町市
土井ノ内住宅	尾道市御調町市
杉谷住宅	尾道市御調町貝ヶ原
神西住宅	尾道市御調町神
中組住宅	尾道市向島町
兼吉ブロック住宅	尾道市向島町
江奥住宅	尾道市向島町
干汐住宅	尾道市向島町
宇山住宅	尾道市向島町
歌島住宅	尾道市向島町
津無ヶ尻住宅	尾道市因島三庄町
家老渡住宅	尾道市因島三庄町
折古住宅	尾道市因島三庄町
向浜住宅	尾道市因島三庄町
寺谷住宅	尾道市因島三庄町
江良崎住宅	尾道市因島三庄町
坂本住宅	尾道市因島三庄町
甲田住宅	尾道市因島三庄町
江良住宅	尾道市因島三庄町
下長沢住宅	尾道市因島田熊町
足摺住宅	尾道市因島田熊町
畑田住宅	尾道市因島中庄町
青影住宅	尾道市因島中庄町
釜田住宅	尾道市因島中庄町
小田浦住宅	尾道市因島重井町
赤崎住宅	尾道市因島洲江町
福田江処住宅	尾道市瀬戸田町福田

福田江処新住宅	尾道市瀬戸田町福田
中野脇山住宅	尾道市瀬戸田町中野
御寺和木住宅	尾道市瀬戸田町御寺
林住宅	尾道市瀬戸田町林
福田たちばな住宅	尾道市瀬戸田町福田

別表第2(第7条関係)

(平24条例20・追加、平25条例79・平26条例2・平26条例99・平26条例104・一部改正)

第7条第1項で定める者(高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
- (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者(配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手方からの暴力を受けた者を含む。)でア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- (9) 都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者でホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)に基づくホームレス自立支援センター等の自立支援施設で支援を受け、就労又は生活保護の受給等により自立して生活することが可能となったもの

別表第3(第7条関係)

(平24条例20・追加)

第7条第1項第2号アで定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 入居者又は同居者に障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるものがある場合
- (2) 入居者又は同居者に別表第2第3号、第4号、第6号又は第7号に該当する者がある場合
- (3) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
- (4) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

別表第4(第15条関係)

(平18条例73・全改、平24条例20・旧別表第2繰下)

第15条第2項の規定により市長が定める数値(以下「利便性係数」という。)は、次により算定するものとする。

- 1 利便性係数の算定方法

係数設定幅0.3のうち、立地条件 R_1 を0.23とし設備条件 R_2 を0.07の割合とし次の算式で求める。

利便性係数 $=1 - (R_1 + R_2)$

$R_1 = 1 - \log_{10} L_N / \log_{10} L_H$ ($0 \leq R_1 \leq 0.23$)

(小数第5位以下切り捨て)

L_N : 当該住宅の近傍住宅地の固定資産税評価相当額

L_H : 市内の住宅地の最上位の固定資産税評価相当額

R_2 ($0 \leq R_2 \leq 0.07$)

設備	係数
ガス給湯設備(台所、風呂、洗面所)有り	0.000
浴槽風呂釜有り	0.035
ガス給湯設備、浴槽、風呂釜無し	0.050
トイレ非水洗	0.020

2 算定結果が0.9以上になる場合は、0.9未満に調整する。

3 当該住宅にエレベーターが設置されている場合は、前項による調整後の数値に0.06を加える。

○尾道市営住宅設置、整備及び管理条例施行規則

平成9年10月1日

規則第34号

改正 平成11年3月12日規則第3号

平成12年3月22日規則第24号

平成12年11月30日規則第59号

平成13年3月23日規則第7号

平成14年3月20日規則第23号

平成15年3月19日規則第21号

平成15年8月1日規則第48号

平成15年8月26日規則第50号

平成16年3月26日規則第21号

平成16年12月22日規則第57号

平成17年3月2日規則第65号

平成17年4月1日規則第124号

平成17年8月23日規則第134号

平成18年3月23日規則第24号

平成18年6月28日規則第75号

平成18年12月20日規則第116号

平成19年3月7日規則第12号

平成19年5月10日規則第61号

平成20年2月4日規則第5号

平成21年2月25日規則第3号

平成21年9月16日規則第69号

平成22年3月17日規則第13号

平成22年9月8日規則第60号

平成23年2月22日規則第8号

平成23年3月28日規則第18号

平成24年3月22日規則第16号

平成24年12月19日規則第74号

(題名改称)

平成25年3月21日規則第12号

平成25年9月13日規則第57号

平成26年3月14日規則第5号

平成26年6月25日規則第46号

平成26年9月25日規則第51号

平成27年3月18日規則第9号

平成27年3月30日規則第22号

平成27年7月16日規則第50号

平成27年12月24日規則第72号

注 平成16年12月から改正経過を注記した。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 市営住宅の管理(第2条—第28条)

第3章 社会福祉事業等への活用(第29条—第33条)

第4章 駐車場の管理(第34条—第38条)

第5章 補則(第39条—第47条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、尾道市営住宅設置、整備及び管理条例(平成9年条例第50号。以下「条例」という。)

第66条の規定に基づき市営住宅(以下「住宅」という。)の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(平24規則16・平24規則74・一部改正)

第2章 市営住宅の管理

(入居者の資格)

第2条 条例第7条第1項に規定する同居しようとする親族が、婚姻の予約者のみである場合においては、当該入居者が入居可能日から3月以内に同居できる者でなければならない。

(単身者入居対象住宅の規格)

第3条 条例第7条第3項に規定する市営住宅の規格は、就寝室の数が2室又は住戸専用面積が55平方メートル未満のものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(平23規則18・一部改正)

(入居の申込)

第4条 条例第9条の規定により入居の申込みをしようとする者は、市営住宅入居申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(平17規則124・一部改正)

(入居決定通知)

第5条 条例第9条第2項に規定する入居決定者に対する通知は、市営住宅入居決定通知書(様式第2号)によるものとする。

2 条例第9条第3項に規定する通知は、借上げに係る市営住宅入居決定通知書(様式第3号)によるものとする。

(入居者選考委員会)

第6条 条例第10条第4項の規定による入居者選考委員会(以下「委員会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命するものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公益を代表する者
- (3) 市の関係職員

2 委員会は、市長が必要の都度招集するものとする。

3 委員会の会長は、委員の中から互選するものとする。

4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないものとする。

5 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は市長が別に定めるものとする。

(入居補欠者への通知)

第7条 市長は、条例第11条の規定に基づいて入居補欠者を定めた場合は、市営住宅入居補欠通知書(様式第4号)によってその旨を本人に通知するものとする。

(入居の手続き)

第8条 条例第12条第1項第1号の請書は、市営住宅請書(様式第5号)によるものとする。

2 条例第12条第5項による通知は、入居許可証(様式第6号)によるものとする。

(連帯保証人)

第9条 条例第12条第1項に規定する連帯保証人は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 未成年者でないこと。
- (2) 独立の生計を営む者であること。
- (3) 市営住宅の家賃を滞納していないこと。

2 入居者は、連帯保証人が死亡したとき、連帯保証人が前項に規定する資格を欠くに至ったとき又はその他やむを得ない理由により連帯保証人を変更するときは、遅滞なく新たに同項に規定する資格を備えている連帯保証人を定め、市営住宅請書及び市営住宅連帯保証人変更届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

3 入居者は、連帯保証人が住所又は氏名を変更したときは、市営住宅連帯保証人変更届によって遅滞なく市長に届けなければならない。

(同居の承認)

第10条 条例第13条に規定する承認申請は、市営住宅同居承認申請書(様式第8号)により行うものとする。

2 市長は、前項の市営住宅同居承認申請書の提出があった場合において、同居しようとする者が次の各号に掲げるいずれかに該当し、かつ、同居しようとすることにやむを得ない理由があると認めたときは同居の承認をすることができる。ただし、同居しようとする者が暴力団員である場合、同居しようとする者が過去において市営住宅に入居していた者であって未納の家賃、住宅駐車場の使用料等当該市営住宅の使用に係る債務がある場合、同居承認をすることによって当該世帯の収入が入居収入基準を上回る場合又は入居者が条例に違反している場合は、承認しないものとする。

- (1) 同居しようとする者が、入居者又は入居者の配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の六親等内の血族又は三親等内の姻族
- (2) その他市長が特別の事情があると認めた者

- 3 市長は、前項による同居の承認をしたときは市営住宅同居承認書(様式第9号)によりその旨を、承認しない場合にあっては市営住宅同居不承認通知書(様式第10号)によりその旨とともにその理由を申請者に通知するものとする。

(平16規則57・平25規則12・一部改正)

(入居の承継)

第11条 条例第14条に規定する承認申請は、市営住宅入居承継承認申請書(様式第11号)により理由発生後速やかに申請するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、入居の承継を承認することができる。ただし、入居者が条例第43条第1項第1号から第6号まで及び第8号の規定のいずれかに該当する者であったと認めるときは、入居の承継を承認しない。

- (1) 入居の承継をしようとする者が、入居開始から(出生にあっては、出生後)引続き当該市営住宅に居住している者であるとき。

- (2) 入居の承継をしようとする者が前条の規定により、当該市営住宅の同居の許可を受けてから引続き一年以上同居している者であるとき。

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、承継することが適当であると市長が認める特別の事情がある者であるとき。

- 3 市長は、前項による入居の承継を承認したときは、入居承継承認書(様式第12号)によりその旨を、承認しない場合にあっては入居承継不承認通知書(様式第13号)によりその旨とともにその理由を申請者に通知するものとする。

- 4 前項による承認の通知を受けた者は、速やかに市営住宅請書を市長に提出しなければならない。

(平16規則57・一部改正)

(家賃の決定等)

第12条 市長は、条例第15条第1項及び第4項の規定に基づいて、翌年度の家賃の額を決定したときは、収入認定通知書兼家賃通知書(様式第14号)により入居者に通知するものとする。

- 2 条例第15条第2項の規定により市長が定めた数値は、別表1のとおりとする。

- 3 条例第15条第4項に規定する方法により算出した額は別表2のとおりとする。

(平18規則116・一部改正)

(収入の申告等)

第13条 条例第16条第1項に規定する収入の申告は、毎年度収入報告書(様式第15号)により行うものとする。

- 2 条例第16条第3項に規定する通知は、収入認定通知書兼家賃通知書によるものとし、認定日は10月1日とするものとする。

- 3 条例第16条第4項で規定する意見の申し出は、収入額の認定に対する意見申出書(様式第16号)に、市長が指定する収入に関する書類を添付し、収入認定通知書兼家賃通知書が到達した日から10日以内に行うものとする。

- 4 市長は、前項による収入認定に対する意見申出書の審査に基づいて収入認定の更正を承認する場合は収入認定更正通知書(様式第17号)により、更正をしない場合は収入認定に対する意見申出不承認通知書(様式第18号)により申出者に通知するものとする。

(平18規則116・一部改正)

(家賃等の減免又は徴収猶予)

第14条 条例第17条に規定する申請は、市営住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)申請書(様式第19号)に市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、条例第17条に規定する家賃等の減免又は徴収猶予が必要と認める者に対し、前項の申請書が到達した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から当該年度末を超えない範囲で、家賃等の減免又は徴収の猶予を行うことができる。ただし、住宅の入居と同時に減免又は徴収の猶予を行う必要があると認める者については、当該住宅の入居可能日から行うことができる。

- 3 市長は、第1項の申請書を受理したときは、家賃の減免又は徴収の猶予の可否について決定し、決定した場合は市営住宅家賃(敷金)の減免(徴収猶予)決定通知書(様式第20号)により、不承認の場合は市営住宅家賃(敷金)の減免(徴収猶予)不承認通知書(様式第21号)によりその旨とともにその理由を申請者に通知するものとする。

- 4 前各項の規定は、条例第20条第2項の規定による敷金の減免又は徴収猶予、条例第32条第4項の規定による収入超過者に対する家賃の減免又は徴収猶予及び条例第34条第3項の規定による高額所得者に対する家賃の減免又は徴収猶予について準用する。

(家賃の納付)

第15条 条例第18条の規定に基づく納付は、市長が通知する納入通知書により行うものとする。

(敷金の額)

第16条 条例第20条第1項に規定する敷金の額は、住宅の入居の許可のあった日における当該入居者の条例第15条第1項及び第4項の規定により定められた当該住宅の家賃の3月分に相当する額とする。

(入居者の保管義務)

第17条 入居者は、市営住宅又は共同施設に滅失又はき損があった場合は、市営住宅滅失(き損)報告書(様式第22号)によりその状況を市長に報告しなければならない。

2 前項の報告による滅失又はき損が入居者の責めに帰すべき理由である場合は、市長の指示に基づき入居者は原状回復又は損害賠償を行うものとする。

(届出等事項)

第18条 条例第26条に規定する届出は、市営住宅長期不在届出書(様式第23号)により行うものとする。

第19条 入居者は条例第28条ただし書の規定による承認を得ようとする場合には、市営住宅用途変更承認申請書(様式第24号)により申請するものとし、市長はこれを承認したときは市営住宅用途変更承認書(様式第25号)によりその旨を、承認しない場合にあっては市営住宅用途変更不承認通知書(様式第26号)によりその旨とともにその理由を申請者に通知するものとする。

第20条 入居者は、条例第29条第1項ただし書の規定による承認を得ようとする場合には、市営住宅模様替・増築承認申請書(様式第27号)により事前に市長の承認を得るものとし、市長はこれを承認したときは市営住宅模様替・増築承認書(様式第28号)によりその旨を、承認しない場合にあっては市営住宅模様替・増築不承認通知書(様式第29号)によりその旨とともにその理由を申請者に通知するものとする。

(収入超過者等に関する規定)

第21条 条例第30条第1項に規定する当該入居者に対する通知は、収入超過者認定通知書兼家賃通知書(様式第30号)により行うものとする。

2 条例第30条第2項に規定する当該入居者に対する通知は、高額所得者認定通知書(様式第31号)により行うものとする。

3 条例第30条第3項に規定する意見の申し出は、条例第30条第2項の規定による通知書が到達した日から10日以内に、収入額認定に対する意見申出書に、市長が指定する収入に関する書類を添付して行うものとする。

(収入超過者に対する家賃)

第22条 条例第32条第3項に規定する改良住宅の収入超過者の毎月の家賃は、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第3条に規定する方法により算出した額に別表3の左欄に掲げる年度の区分及び同表の右欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同欄に定める率を乗じて得た額に、同条の規定による家賃の額を加えた額とする。ただし、その金額は、改良住宅等管理要領(昭和54年5月11日付け建設省住整発第6号建設省住宅局長通知)の第4によって求めた家賃の額に同要領の第8第1項の表に掲げる倍率を乗じて得た額を超えないものとする。

(平19規則12・全改)

(高額所得者に対する明渡請求等)

第23条 条例第33条第1項に規定する請求は、高額所得者市営住宅明渡請求書(様式第32号)により行うものとする。

2 条例第33条第4項の規定による申し出は、市営住宅明渡期限延長申出書(様式第33号)により行うものとし、市長は、市営住宅の明渡し期限の延長を決定したときは高額所得者市営住宅明渡期限延長決定通知書(様式第34号)によりその旨を、承認しない場合にあっては高額所得者市営住宅明渡期限延長不承認通知書(様式第35号)によりその旨とともにその理由を申出者に通知するものとする。

(高額所得者に対する家賃等)

第24条 条例第34条第2項の市長が定める額は、近傍同種の家賃の2倍に相当する額とする。

(建替事業)

第25条 条例第38条第1項に規定する明渡し請求は、市営住宅建替事業による明渡し請求書(様式第36号)により行うものとする。

第26条 条例第39条に規定する申し出は、市営住宅建替事業に伴う建替市営住宅への入居申出書(様式第37号)により行うものとする。

2 市長は、前項の規定により入居を申し出た者に対して市営住宅入居決定通知書により通知するものとする。

(明渡しの手続き)

第27条 市営住宅を明渡すときは、市営住宅明渡届(様式第38号)により住宅を明渡す日の5日前までに届出るものとする。

(住宅の明渡し請求)

第28条 条例第43条第1項に規定する明渡しの請求は、市営住宅明渡請求書(様式第39号)により行うものとする。

第3章 社会福祉事業等への活用

(使用許可)

第29条 条例第44条第1項に規定する社会福祉法人等は、次の各号に掲げる条件を備えているものでなければならない。

- (1) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第4条第5項に規定する知的障害者地域生活援助事業を行う者
 - (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の3第1項に規定する精神障害者地域生活援助事業を行う者
- 2 前項に規定する社会福祉法人等で、市営住宅を活用することができる主体は、次の各号に掲げる団体とする。
- (1) 地方公共団体
 - (2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人
 - (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人
 - (4) 民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人

(使用手続)

第30条 条例第45条第1項に規定する許可申請は、市営住宅使用許可申請書(様式第40号)により行うものとする。

2 条例第45条第2項の規定に基づき、当該申請を許可する場合にあっては市営住宅使用許可証(様式第41号)によりその旨を、許可しない場合にあっては、市営住宅使用不許可通知書(様式第42号)によりその旨とともにその理由を申請者に通知するものとする。

(使用料)

第31条 条例第46条第1項に規定する使用料は、当該住宅の認定収入月額0円から123,000円までの家賃相当額とする。

(申請内容の変更)

第32条 条例第49条に規定する報告は、市営住宅使用許可変更申請書(様式第43号)により行うものとし、当該申請を許可する場合にあっては市営住宅使用許可変更承認書(様式第44号)によりその旨を、承認しない場合にあっては、市営住宅使用許可変更不承認通知書(様式第45号)によりその旨とともにその理由を申請者に通知するものとする。

(使用許可の取消)

第33条 条例第50条に規定する使用許可の取消は、市営住宅使用許可取消通知書(様式第46号)により行うものとする。

第4章 駐車場の管理

第34条 削除

(平18規則116)

(使用の申込み)

第35条 条例第53条第1項の規定により住宅駐車場の使用の申込みをしようとする者は、所定の市営住宅駐車場使用申込書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 使用に係る自動車の自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条の自動車検査証をいう。)の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(使用許可書の交付)

第36条 市長は、条例第54条の規定により住宅駐車場の使用者を決定したときは、当該使用者と決定した者に所定の使用許可書を交付するものとする。

(使用料)

第37条 条例第55条第1項に規定する住宅駐車場の使用料の額は、別表4のとおりとする。

(平18規則116・一部改正)

(使用の承継)

第38条 条例第14条の規定により市営住宅の入居の承継を承認された者は、住宅駐車場の使用も承継することができる。ただし、承継する者が条例第52条各号に規定する条件を具備しない場合は、この限りでない。

2 前項の規定により住宅駐車場の使用の承継をしようとする者は、所定の市営住宅駐車場使用承継届に第35条各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

第5章 補則

(市営住宅管理人)

第39条 市長は、条例第62条第3項の規定により、必要と認めるときは、市営住宅の入居者のうちから市営住宅管理人を委嘱することができる。

2 市営住宅管理人の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げないものとする。
(平24規則74・一部改正)

(市営住宅管理人の職務)

第40条 市営住宅管理人は、市営住宅監理員の指揮を受けて次の職務を行うものとする。

- (1) 家賃納入通知書その他文書の配布
- (2) 市営住宅入居者の確認及びその報告
- (3) 市営住宅及び共同施設の破損箇所の発見及びその報告
- (4) 条例及びこの規則の遵守についての事実の報告
- (5) その他市営住宅附帯設備の管理及び報告

(平18規則116・一部改正)

(市営住宅管理人の解嘱)

第41条 市長は、市営住宅管理人が、次の各号のいずれかに該当するときは解嘱することができる。

- (1) 本人から辞任の申し出があったとき。
- (2) 住宅管理人が他に転居したとき。
- (3) 傷病等のため職務の遂行ができないとき。
- (4) その他住宅管理人として不適当と認められたとき。

(市営住宅管理人の家賃の減額)

第42条 市長は、市営住宅管理人に対しては、その住宅の家賃の額を減額することができる。

2 金額及び減額の方法は、市長が別に定めるものとする。

(立入検査証)

第43条 条例第63条第3項に規定する証票は、市営住宅立入検査証(様式第47号)によるものとする。

(平24規則74・一部改正)

(入居者の書類提出の経由)

第44条 市営住宅の入居者は、条例又はこの規則により市長に提出する書類は、住宅管理人を置く場合にあっては原則としてその者を経由し、住宅管理人を置かない場合にあっては直接市長に提出しなければならない。

(障害の程度)

第45条 条例別表第2第2号に規定する規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
- (2) 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
- (3) 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度

(平24規則16・追加)

第46条 条例別表第2第3号に規定する規則で定める障害の程度は、恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症とする。

(平24規則16・追加)

第47条 条例別表第3第1号に規定する規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 身体障害 第45条第1号に規定する程度
- (2) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度
- (3) 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度

(平24規則16・追加)

付 則

(施行期日)

1 この規則(以下「新規則」という。)は、平成9年10月1日から施行する。

(規則の廃止)

2 尾道市営住宅設置並びに管理条例施行規則(昭和46年規則第18号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

- 3 尾道市営住宅管理人規則(昭和28年規則第10号)は、廃止する。
- 4 市営住宅入居者選考委員会規則(昭和28年規則第7号)は、廃止する。
(経過措置)
- 5 市営住宅又は共同施設について、平成10年3月31日までの間は、新規規則第4条から第28条まで及び第31条の規定は適用せず、旧規則第2条の2から第7条まで、第8条の2から第13条までの規定は、なおその効力を有する。
- 6 旧規則の規定によってした請求、手続その他の行為は、新規規則の相当規定によってしたものとみなす。
 - 付 則(平成11年3月12日規則第3号)
この規則は、平成11年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成12年3月22日規則第24号)
この規則は、平成12年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成12年11月30日規則第59号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 付 則(平成13年3月23日規則第7号)
この規則は、平成13年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成14年3月20日規則第23号)
この規則は、平成14年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成15年3月19日規則第21号)
この規則は、平成15年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成15年8月1日規則第48号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 付 則(平成15年8月26日規則第50号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 付 則(平成16年3月26日規則第21号)
この規則は、平成16年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成16年12月22日規則第57号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 付 則(平成17年3月2日規則第65号)
この規則は、平成17年3月28日から施行する。
ただし、第2条の規定は、平成17年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成17年4月1日規則第124号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 付 則(平成17年8月23日規則第134号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 付 則(平成18年3月23日規則第24号)
この規則は、平成18年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成18年6月28日規則第75号)
この規則は、平成18年7月1日から施行する。
 - 付 則(平成18年12月20日規則第116号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 付 則(平成19年3月7日規則第12号)
この規則は、平成19年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成19年5月10日規則第61号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 付 則(平成20年2月4日規則第5号)
この規則は、平成20年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成21年2月25日規則第3号)
この規則は、平成21年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成21年9月16日規則第69号)
この規則は、平成21年10月1日から施行する。
 - 付 則(平成22年3月17日規則第13号)
この規則は、平成22年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成22年9月8日規則第60号)
この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年2月22日規則第8号)
 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
 付 則(平成23年3月28日規則第18号)
 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
 付 則(平成24年3月22日規則第16号)
 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
 付 則(平成24年12月19日規則第74号)
 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
 付 則(平成25年3月21日規則第12号)
 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
 付 則(平成25年9月13日規則第57号)
 この規則は、平成25年11月1日から施行する。
 付 則(平成26年3月14日規則第5号)
 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
 付 則(平成26年6月25日規則第46号)
 この規則は、平成26年6月30日から施行する。
 付 則(平成26年9月25日規則第51号)
 この規則は、平成26年9月30日から施行する。
 付 則(平成27年3月18日規則第9号)
 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
 付 則(平成27年3月30日規則第22号)
 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
 付 則(平成27年7月16日規則第50号)
 この規則は、公布の日から施行する。
 付 則(平成27年12月24日規則第72号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の尾道市営住宅設置、整備及び管理条例施行規則の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表1(第12条関係)

(平27規則9・全改、平27規則50・一部改正)

名称	数値(利便性係数)
吉和霞ヶ丘住宅(ブロック)	0.8956
吉和霞ヶ丘住宅(木造)	0.8756
三成住宅	0.8544
栗原みどりが丘住宅	0.8999
栗原門田住宅	0.8948
栗原堂ヶ迫住宅	0.8502
久保住宅	0.8804
三美園住宅	0.8820
幸が丘住宅	0.8861
福地浜住宅	0.8562
天女が浜住宅	0.8632
のぞみが浜住宅	0.8999
北久保中層住宅	0.8825
久保西住宅	0.8841
阿草住宅 No.1	0.8803
阿草住宅 No.2、No.3	0.8999
大田住宅	0.8744
割石住宅	0.8690
福田住宅	0.8944
三成が丘住宅	0.8825

下三成住宅	0.8999
阿吹住宅	0.7991
栗原向ヶ峠住宅	0.8999
沖側住宅	0.8863
神田住宅	0.8999
新高山住宅	0.8999
東新涯住宅 No. 1、No. 2、No. 4	0.8999
東新涯住宅 No. 3	0.9599
北久保南住宅	0.8999
中越住宅	0.8707
ひらはら台住宅	0.9599
大蔵住宅	0.8702
貝ヶ原住宅	0.8608
岩井堂住宅	0.9534
中央住宅	0.8566
土井ノ内住宅	0.8616
杉谷住宅	0.8672
神西住宅	0.8770
中組住宅	0.8408
兼吉ブロック住宅	0.8480
江奥住宅	0.8844
干汐住宅	0.8488
宇山住宅2	0.8836
宇山住宅3	0.8836
宇山住宅4	0.8636
歌島住宅	0.8999
津無ヶ尻住宅	0.8367
家老渡住宅(第一)	0.8226
家老渡住宅(第二)	0.8164
折古住宅	0.8071
向浜住宅(A棟・B棟)	0.8514
向浜住宅(C棟)	0.9114
寺谷住宅	0.8450
江良崎住宅	0.8571
坂本住宅(第一)	0.8561
坂本住宅(第一)15号	0.8411
坂本住宅(第二)	0.8761
甲田住宅(第二)	0.8390
甲田住宅(第三)	0.8590
江良住宅	0.8043
下長沢住宅	0.8588
足摺住宅	0.8725
畑田住宅	0.8536
青影住宅	0.8099
釜田住宅	0.8552
小田浦住宅	0.8458
赤崎住宅	0.7898
福田江処住宅	0.7689
福田江処新住宅	0.7689
中野脇山住宅	0.7506
御寺和木住宅	0.8195
林住宅	0.8449

別表2(第12条関係)

(平27規則9・全改)

住宅名	認定収入月額(円)							
	0～104,000	104,001～123,000	123,001～139,000	139,001～158,000	158,001～186,000	186,001～214,000	214,001～259,000	259,001以上
沖側住宅	16,000	18,500	21,100	23,800	27,300	31,500	36,100	36,100
神田住宅	16,500	19,100	21,800	24,600	28,100	32,400	38,000	38,500
新高山住宅No.1	11,700	13,500	15,400	17,400	19,900	20,900	20,900	20,900
新高山住宅No.2	11,900	13,700	15,700	17,700	20,200	23,300	24,700	24,700
久保西住宅3、4	15,300	17,600	20,200	22,800	26,000	29,500	29,500	29,500
北久保南住宅No.1—111、121	21,900	25,300	28,900	32,600	37,300	43,000	50,400	58,100
北久保南住宅No.1—112、122	19,200	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600	44,100	50,800
北久保南住宅No.1—113、123	19,200	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600	44,100	50,800
北久保南住宅No.2(2DK)	18,200	21,000	24,100	27,100	31,000	35,800	41,900	48,300
北久保南住宅No.2(3DK)	22,200	25,600	29,300	33,000	37,700	43,600	51,000	58,800
北久保南住宅No.3	18,900	21,800	25,000	28,200	32,200	37,200	43,500	50,200
中越住宅1～6	14,300	16,500	18,900	21,400	24,400	28,100	28,100	28,100
中越住宅7～12	14,600	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600	30,400	30,400

別表3(第22条関係)

(平19規則12・全改、平21規則3・一部改正)

年度	入居者の収入			
	158,001～186,600	186,001～214,000	214,001～259,000	259,001以上
初年度(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第28条第2項の規定により当該公営住宅の家賃が定められることとなった年度をいう。以下この表において同じ。)	5分の1	4分の1	2分の1	1
初年度の翌年度	5分の2	4分の2	1	1
初年度の翌々年度	5分の3	4分の3	1	1
初年度から起算して3年度を経過した年度	5分の4	1	1	1
初年度から起算して4年度以上を経過した年度	1	1	1	1

別表4(第37条関係)

(平25規則12・全改、平25規則57・平26規則5・平27規則9・一部改正)

市営住宅の名称	住宅駐車場の使用料(月額)
栗原みどりが丘住宅	2,400円
久保住宅	2,300円
三美園住宅	2,300円
福地浜住宅	2,300円～2,400円
天女が浜住宅	2,100円～2,200円
のぞみが浜住宅	2,400円～3,700円
北久保中層住宅	2,200円

割石住宅	2,100円
福田住宅	2,100円～2,200円
下三成住宅	2,300円
栗原向ヶ峠住宅	2,300円
沖側住宅	2,300円
神田住宅	2,300円～2,400円
新高山住宅	2,300円～2,400円
東新涯住宅(1号棟・2号棟)	2,500円
東新涯住宅(3号棟・4号棟)	2,600円
北久保南住宅	2,200円
ひらはら台住宅	2,200円
大蔵住宅	2台目から3,000円
貝ヶ原住宅	2台目から3,000円
岩井堂住宅	2台目から3,000円
中央住宅	2台目から3,000円
土井ノ内住宅	2台目から3,000円
杉谷住宅	2台目から3,000円
神西住宅	2台目から3,000円
江奥住宅	2,100円～2,200円
歌島住宅	2,400円
向浜住宅	2,100円～3,100円
足摺住宅	2,100円～2,200円
林住宅	2台目から3,000円
福田たちばな住宅	2台目から3,000円